

# 2019/10/22 SOFTIC判例ゼミ プログラム及びデータベース著作権侵害事件

知財高裁平成27年(ネ)第10102号 損害賠償等請求控訴事件  
(原審 東京地方裁判所平成25年(ワ)第18110号損害賠償請求事件)

山本耕司／篠崎光寿

# 目次

1. 当事者・定義
2. 事案の概要
3. 主文及び判決理由（資料 1、資料 2）
4. 争点（資料 3）
5. 争点ごとの検討
6. 不正競争行為差止等請求事件の控訴審判決について
7. 関連条文
8. 参考裁判例

# 1. 当事者・定義

A thick red horizontal bar with a diagonal cut on the right side, positioned below the main title.

# 1. 当事者・定義

原告	株式会社キャンバス H10.12.15設立 コンピュータソフトウェアの開発、映画及びテレビ番組等の字幕制作等を目的とする株式会社
被告	株式会社フェイス H22. 2. 1設立 コンピュータソフトウェアの開発等、映画及びテレビ番組等の字幕制作、放送用関連技術及び映像制作に関する教室の経営等を目的とする株式会社
Softtrade社	Softtrade International ,inc.
A	原告代表取締役
B	原告プログラムの開発責任者 H22. 5.15に原告を退社後、被告従業員として勤務。
C	原告プログラムの開発に従事後、被告プログラムの開発に従事。
旧SST	・H14. 4. 3、原告がSofttrade社から日本国内での独占的な改変、複製、利用及び販売等のライセンスを取得した英語の字幕制作ソフトウェア「SST」 ・H16. 4.14、AはSofttrade社からSSTの著作権（著作権法27条、28条の権利を含む。）を買い取る。 ・H18. 5.30、Aは原告に対し原告がSSTを改良したものを国内展開することに同意。
Template.mdb	・旧SSTにおけるソフトウェア部品 ・原告プログラムに含まれるAccess形式のファイル「Template.mdb」
PlugDtm.dll	・被告プログラムに含まれる「Plug Dtm.dll」という名称のファイル
原告プログラム (控訴人プログラム)	H16～H18.1月に、原告が旧SSTを改変し完成させた日本語の字幕制作ソフトウェア「SST G1」
被告プログラム (被控訴人プログラム)	・H22頃、被告が開発し、製造・販売する日本語の字幕制作ソフトウェア「Babel」
本件プログラム	被告プログラムのバージョン2.0.0.11（H25. 4.15リリース）

## 2. 事案の概要

A thick red horizontal bar with a diagonal cut on the right side, extending across the width of the slide.

## 2. 事件の概要

- 高いシェアを有する字幕制作ソフトウェアの販売している株式会社カンバス（原告）が、株式会社フェイス（被告）においてカンバスの元従業員が開発に従事した B a b e l（被告プログラム）が S S T G 1（原告プログラム）の複製又は翻案したものであるとして、差止等を求めた。
- 原審では、被告プログラムが原告プログラムを複製又は翻案したものとはいえないと判示。
- 原告は、控訴審において、被告プログラムに含まれるPlugDtm.dllというファイルが、原告プログラムに含まれるTemplate.mdb（Access形式のファイル）の複製であるという請求を追加した。

## 2. 事案の概要 時系列 (1/3)

	事 実
H10.12.15	原告の会社設立
H14. 4.30	原告は、Softtrade社から、旧SSTについて日本国内での独占的な改変、複製、利用及び販売等のライセンス取得
H16. 4.14	原告代表取締役Aは、Softtrade社から旧SSTの著作権（著作権法27条、28条の権利を含む。）を取得
H16 ～H18.1月	原告は、旧SSTを改変し、原告プログラムを完成し、原告プログラムを日本国内にて販売開始
H18. 5.30	Aは、原告に対し原告プログラムについての権利が原告に帰属し、それを国内展開することに同意
H22. 2. 1	被告の会社設立
H22	被告は、被告プログラムを開発
H24.11月	被告プログラムを展示会にて展示
H25. 2. 1～	被告は、被告プログラムの販売開始
H25. 2. 1～	被告は、被告ソフトウェアの販売を開始

## 2. 事案の概要 時系列 (2/3)

	事 実
H25	<p>原告は、被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案したものであるから、被告が被告プログラムを製造・販売することは原告の著作権（複製権、翻案権、譲渡権）を侵害する旨主張し、被告に対し、被告プログラムの複製・販売等の差止め等及び不法行為に基づく損害賠償金等の支払を求める訴え（損害賠償等請求事件）を東京地裁に提起</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 被告は、「Babel」という名称の「コンピュータ上で動作する字幕制作のために利用されるソフトウェア」のプログラムを複製、販売、頒布してはならない。</li><li>2 被告は、前項のプログラムを廃棄せよ。</li><li>3 被告は、原告に対し、4844万1393円及びこれに対するH25. 7.20から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。</li></ol>
H27. 6.25	<p>損害賠償等請求事件・請求棄却</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 原告の請求をいずれも棄却する。</li><li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li></ol>
H27	<p>原告は、知的財産高等裁判所に控訴（損害賠償等請求控訴事件） 被告プログラムに含まれる「PlugDtm.dll」は、原告プログラムに含まれる「Template.mdb」を複製したものであるとして、「Template.mdb」の使用等の差止請求を追加</p>
H27	<p>不正競争行為差止等請求事件</p>
H28. 3.23	<p>損害賠償等請求控訴事件・控訴棄却（その後、上告されるも却下）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本件控訴を棄却する。</li><li>2 当審における控訴人の新たな請求を棄却する。</li><li>3 当審における訴訟費用は、すべて控訴人の負担とする。</li></ol>

## 2. 事案の概要 時系列 (3/3)

	事 実
H30.11.29	不正競争行為差止等請求事件・請求一部認容 1 被告（フェイス及びB）は、別紙物件目録1記載のソフトウェアを生産し、使用し、譲渡し（電気通信回線を通じた提供を含む。）、貸し渡し、又はその譲渡若しくは貸し渡しの申出（譲渡又は貸し渡しのための展示を含む。）をしてはならない。 2 被告（フェイス及びB）は、その占有にかかる別紙物件目録1記載のソフトウェアのプログラムを収納したフロッピーディスク、CD-ROM、ハードディスク等の記憶媒体を廃棄せよ。 3 被告（フェイス及びB）は、別紙目録2-2記載の各ソースコードを使用してはならない。 4 被告（フェイス及びB）は、別紙目録2-2記載の各ソースコードを記録したフロッピーディスク、CD-ROM、ハードディスク等の記憶媒体を廃棄せよ。 5 被告（フェイス及びB）は、原告に対し、連帯して、198万9168円…を支払え。 （項目6, 7省略）
H30	不正競争行為差止等請求控訴事件
R 1. 8.21	不正競争行為差止等請求控訴事件・控訴棄却 1 一審被告ら（フェイス及びB）の控訴に基づき、原判決中一審被告らの敗訴部分を取り消す。一審原告の請求をいずれも棄却する。 2 一審原告の本件控訴を棄却する。 （項目3省略）

# 3. 主文及び判決理由

資料 1、資料 2 参照

# 4. 争点 (別紙)

資料 3 参照

# 5. 争点ごとの検討



# 争点4 Template.mdbの創作性

争点4 Template.mdbの創作性	
原告の主張	被告の主張
原告プログラムに含まれるTemplate.mdbは、単独でプログラム著作物又はデータベース著作物として創作性がある。	Template.mdbは、テーブルやデータの分類も字幕ソフトウェアならば一般的に持っているものであり、独創性はない。 Template.mdbは、字幕データを表示する際の各種データが羅列されているだけであり、これら各種データ同士の関連付けはしていないので、体系的構成に創作性はない。
・原告プログラムはTemplate.mdbの設計構造を受け継いでおり、Template.mdbとその余の原告プログラムとは不可分一体となってプログラムを効率的に稼働させている。（そこで、Template.mdbは、原告プログラムに含まれる。） ・（従って、）被告プログラムに含まれるPlugDtm.dllは、原告プログラムに含まれるTemplate.mdbを複製している。	・Template.mdbは、字幕データを旧SST向けに出力するときに必要なファイルにすぎず、原告プログラムにとって旧SSTとの互換性を確保する以外には必要のないファイル。 ・Template.mdbは、被告プログラムにとっても、必要不可欠なものではなく、単に旧SSTとの互換性を確保する以外には必要のないファイル。 ・従って、Template.mdbを複製したからといって、被告プログラムが原告プログラムを複製・翻案したことが推認されるわけではない。

# 争点4 Template.mdbの創作性

争点4 Template.mdbの創作性	
知財高等裁判所	
判断	理由
Template.mdbは、単独でデータベース著作物として創作性を有するものと認められない。	<ul style="list-style-type: none"><li>・データベース著作物として創作性を有するためには、コンピュータで検索できる情報の集合物について、その情報の選択又は体系的な構成が創作的に表現されることが必要（著作権法2条1項10号の3、12条の2）</li><li>・Template.mdbは、情報の項目が定められているだけであり、選択されて入力すべき情報それ自体が格納されていないから、コンピュータが検索できる情報の集合物を有していない。しかも、これら項目も、各テーブルに並列的に区分けされているだけであり、このテーブル間に何らかの関係があるわけでもない。</li></ul>

参考：データベースの著作権侵害を認めた裁判例

平成26年（ネ）第10038号 著作権侵害差止請求控訴事件（リレーショナルデータベースの著作権侵害）

# (参考) Template.mdbの概要

| (平成27年(ネ)第10102号判決別紙)

Template.mdbの概要

№	種別	テーブル名	№	フィールド	型
1	テーブル	Globals	1	strGlobFontName	テキスト型
			2	iGlobFontSize	数値型
			3	iGlobFontWidth	数値型
			4	iGlobFontColor	数値型
			5	iGlobEdgeType	数値型
			6	iGlobEdgeSize	数値型
			7	iGlobEdgeColor	数値型
			8	iGlobHorizKerning	数値型
			9	iGlobHorizLeading	数値型
			10	iGlobVertKerning	数値型
			11	iGlobVertLeading	数値型
			12	rcGlobTitleMarginLeft	数値型
			13	rcGlobTitleMarginTop	数値型
			14	rcGlobTitleMarginRight	数値型
			15	rcGlobTitleMarginBottom	数値型
			16	iGlobRubiFontWidth	数値型
			17	iGlobOrientation	数値型
			18	strCharacters	テキスト型
			19	strSingleCharacters	テキスト型
			20	bIgnoreCharacters	数値型

			21	strGlobRubiFontName	テキスト型
			22	iGlobRubiFontSize	数値型
			23	iGlobRubiEdgeSize	数値型
			24	iGlobRubiPosition	数値型
			25	iGlobLetterBoxed	数値型
			26	iGlobFullScreen16by9	数値型
			27	iGlobBottomAlign	数値型
			28	strGlobPresetName	テキスト型
			29	iOutputTape	数値型
			30	iMasterTape	数値型
			31	bHalfSpaces	数値型
2	テーブル	MpegEdits	1	bInsert	Yes/No 型
			2	iLength	数値型
			3	bCurrentFrame	Yes/No 型
			4	strStartTimeCode	テキスト型
			5	strEndTimeCode	テキスト型
			6	iStartFrame	数値型
			7	iActualFrame	数値型
3	テーブル	Properties	1	iBackupIndex	数値型
			2	bTimecodeSet	Yes/No 型
			3	iMpegLowTime	数値型
			4	iMpegHighTime	数値型
4	テーブル	ScriptCurrent	1	strScript	メモ型
5	テーブル	ScriptOriginal	1	strScript	メモ型
6	テーブル	TimeCodes	1	iStartFrame	数値型

# (参考) Template.mdbの概要

			2	iEndFrame	数値型
			3	iBaseFrames	数値型
			4	strStartTimecode	テキスト型
			5	bDropFrame	Yes/No 型
			6	iFrameType	数値型
7	テーブル	Track1	1	iShift	数値型
			2	iID	オートナンバー
			3	iNumber	数値型
			4	strUserNumber	テキスト型
			5	strOriginal	メモ型
			6	strTranslation	メモ型
			7	strFormat	メモ型
			8	iInFrame	数値型
			9	iOutFrame	数値型
			10	iOrientation	数値型
			11	ptPositionX	数値型
			12	ptPositionY	数値型
			13	bMaskOn	Yes/No 型
			14	rcMaskPositionLeft	数値型
			15	rcMaskPositionTop	数値型
			16	rcMaskPositionRight	数値型
			17	rcMaskPositionBottom	数値型
			18	clrMaskColor	数値型
			19	strCharacter	テキスト型
			20	iDissolveRate	数値型

			21	iInEffect	数値型
			22	iInEffectTime	数値型
			23	iOutEffect	数値型
			24	iOutEffectTime	数値型
8	テーブル	Track2	(24)	(Track1と同じ)	
9	テーブル	Version	1	Version	数値型
1	クエリー	Track1Query	(24)	(Track1と同じ)	
2	クエリー	Track2Query	(24)	(Track1と同じ)	

# 争点2 被告プログラムは原告プログラムを複製又は翻案したものであるか

## 争点2 被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案したもののか。

原告	被告
被告は、原告プログラムのTemplate.mdbを複製している（当事者間に争いのない事実）ので、被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案している。	<ul style="list-style-type: none"><li>・被告は被告プログラムに旧SSTとの互換性を確保するために原告プログラムのTemplate.mdbを複製した。</li><li>・Template.mdbは、表のフォーマットを定義した情報に過ぎず、創作性がないから著作権侵害とはならない。</li></ul>
Template.mdbは重要な定義ファイルであり、そこに含まれるデータは複雑であり、定義ファイルは字幕ソフトの機能を実現するソースプログラムと密接に結びつき、その一部を構成するものであるから、制作の実態からして、プログラムの著作物性が認められる。	

# 争点2 被告プログラムは原告プログラムを複製又は翻案したものであるか

争点2 被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案したもののか。	
知財高等裁判所	
判断	理由
<p>・原告プログラム及び被告プログラムいずれについても、ソースコードが開示されておらず、それぞれのプログラムの具体的表現内容は不明。</p>	
<p>・仮に、被告プログラムが、原告プログラムにおいて<u>創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーして作成されたもの</u>といえる事情があるならば、被告プログラムは原告プログラムを複製・翻案したものと推認することができる。</p>	
<p>①Template.mdbが複製されているとしても、被告プログラムが原告プログラムにおいて創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーしたことを推認させる事情とはいえない。</p>	<p>・被告がTemplate.mdbを複製したのは、専ら旧SSTとの互換性を確保するため。</p> <p>・Template.mdbに格納するデータはTemplate.mdb以外のプログラムが処理をするものであり、Template.mdbを複製したからその余のプログラムも複製されたと推認される関係にはない。</p> <p>・Template.mdbに格納するデータは、作成された文字情報や各種設定情報であるから、これを定義するコードの表現に選択の幅はほぼないので、コード自体に創作性を認めることは困難。</p>

# 争点2 被告プログラムは原告プログラムを複製又は翻案したものであるか

- 「複製翻案を認定するためには、両ソースコードの比較が必要、」という原則論に対し、どこまで例外が許容されるのか

プログラムの著作物の複製権又は翻案権を侵害したといえるためには、既存のプログラムの具体的表現中の創作性を有する部分について、これに依拠し、この内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製するか、又は、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、これに修正、増減、変更等を加えて、新たな思想を創作的に表現し、新たな表現に接する者が従来の表現の本質的な特徴を直接感得することのできるものを創作したといえることが必要であり、単にプログラムが実現する機能や処理内容が共通するだけでは、複製又は翻案とはならない。

本件においては、控訴人プログラム及び被控訴人プログラムのいずれについても、極めてわずかな部分を除いては、適式にソースコードが開示されておらず、それぞれのプログラムの具体的表現は不明というほかなく、控訴人プログラムの創作性のある具体的表現内容やこれに対応する被控訴人プログラムの具体的表現内容も不明である。もっとも、控訴人プログラムのソースコードは、約19万行と認められるから（弁論の全趣旨）、その全部に創作性がないことは考えにくく、仮に、被控訴人プログラムが、控訴人プログラムにおいて創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーして作成されたものといえる事情があるならば、被控訴人プログラムは、控訴人プログラムを複製又は翻案したものと推認することができる。

# 6. 不正競争行為差止請求事件の控訴審判決について



# 6. 不正競争行為差止請求事件の控訴審判決について

- 一審被告Yの行為は、不競法2条1項7号の営業秘密の使用に該当せず、一審被告フェイスについても、同項8号の不正競争行為は認められない。
- また、同項4号、5号の不正競争行為についても認定することはできない。

類似箇所1については、一審被告らが本件ソースコードの変数定義部分を参照したことにより生じた可能性を否定できないものの、当該変数定義部分は営業秘密とはいえない以上、これのみをもって、本件ソースコードを使用したとは評価できない。

また、類似箇所2、3は、類似箇所1とは別個に生じた類似箇所ではない。

類似箇所4は、本件ソースコードを参照したことにより生じた一致とはいえない上、旧SSTとの互換を得るために本件ソースコードを参照したとも認められない。

※ 著作権に関してソースコードが開示された場合の判断はどうなったか

# 6. 不正競争行為差止請求事件の控訴審判決について

## 株式会社フェイス ニュースリリース(資料4)

令和元年 8 月 22 日

関係各位

株式会社カンパスとの不正競争行為差止等請求事件の控訴審判決について  
—知的財産高等裁判所令和元年 8 月 21 日判決—

株式会社フェイス（代表取締役：根橋貴文、本社：東京都港区/以下、当社）は、株式会社カンパス（以下、カンパス）より提起されていた不正競争行為差止等請求訴訟の控訴審で逆転勝利いたしました。

平成 30 年 11 月 29 日付で当社らに対し東京地方裁判所から言い渡された一審判決は、当社及び当社の外注先技術者が、当社製字幕制作ソフトウェア「Babel」を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、又はその譲渡若しくは貸し渡しの申出をしてはならない等とするものでした。

当社らはこれを不服として、知的財産高等裁判所に控訴していました（なお、カンパスも一審判決の認容額がわずかであったことが不服であるとして控訴していました）。

知的財産高等裁判所（高部眞規子裁判長）は、昨日、一審判決中の当社らの敗訴部分を取り消すこと、一審原告たるカンパスの請求をいずれも棄却すること、カンパスの控訴を棄却すること、訴訟費用は第一、第二審ともカンパスの負担とすると言いました。

今回の判決は、一審判決がカンパスの営業秘密だと判断した箇所は、変数定義部であり、その変数名も字幕制作ソフトで使用する一般的な内容を表す、ごく短い英単語に基づくものであることなどを理由に営業秘密ではないとし、さらに、鑑定された双方のソースコードの 99%以上が非類似であったことなども理由として、カンパスの主張を排斥し、上記のとおり判決しました。

カンパスは、先行訴訟（著作権訴訟）でも一審、二審で続けて敗訴し、上告したものの、最高裁判所で却下されました。しかし、先行訴訟が結審する前からカンパスは本件訴訟を起こし、結果として、映像字幕業界に多大な混乱が惹起されたことは、当社も、業界に連なる者として、非常に遺憾であります。

このように、当社らがこれまで主張してきたことが認められたことで、これまでご迷惑をお掛けしてきたユーザーの皆様にも、今後は「Babel」をご提供できる環境が整ってまいりました。ただし、我が国は三審制を採用しておりますので、カンパスが上告する可能性はございます。当社はその場合でも、これまで同様素々と身の潔白を主張してまいります。

当社は今後も知的財産権の保全に尽くし、ステークホルダーの安全と発展に寄与すべく、不当な行為に対しては、毅然とした態度で対応してまいります。

以上

知的財産高等裁判所（高部眞規子裁判長）は、昨日、一審判決中の当社らの敗訴部分を取り消すこと、一審原告たるカンパスの請求をいずれも棄却すること、カンパスの控訴を棄却すること、訴訟費用は第一、第二審ともカンパスの負担とすると言いました。今回の判決は、一審判決がカンパスの営業秘密だと判断した箇所は、変数定義部であり、その変数名も字幕制作ソフトで使用する一般的な内容を表す、ごく短い英単語に基づくものであることなどを理由に営業秘密ではないとし、さらに、鑑定された双方のソースコードの 99%以上が非類似であったことなども理由として、カンパスの主張を排斥し、上記のとおり判決しました。

# 7. 関連条文

A thick red horizontal bar with a diagonal cut on the right side, extending across the lower portion of the slide.

# 関連条文

(定義)

## 著作権法第2条

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(著作物の例示)

## 著作権法第10条

1 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

九 プログラムの著作物

(中略)

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

# 関連条文

(データベースの著作物)

著作権法第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

# 関連条文

## 不正競争防止法 (定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

七 営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を盗取された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について営業秘密不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

# 8. 参考裁判例

A thick red horizontal bar with a diagonal cut on the right side, extending across the lower portion of the slide.

## 8. 参考裁判例

- 知財高裁平成28年1月19日判決（資料5）  
平成26年（ネ）第10038号著作権侵害差止請求控訴事件

- オフィス・キャスト事件（東京地裁H14.2.21（中間判決））、翼システム事件（東京地裁H13.5.25（中間判決）、H14.3.28）
- →  
[http://www.softic.or.jp/Ysemi/2009/6\\_091203/index.html](http://www.softic.or.jp/Ysemi/2009/6_091203/index.html)
- → 山本隆司・井奈波朋子「創作性のない表現をデッドコピーした場合における不法行為成立の可否」
- <http://www.itlaw.jp/hanreichizai.pdf>
- 北朝鮮事件（最一小判平成23年12月8日）
- → 上野達弘講演録「著作権法に関する最高裁判決の射程」
- <http://www.f.waseda.jp/uenot/misread.pdf>